

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和7年2月17日に次のとおり認可した。

令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2
- (2) 漁業権の免許番号
内共第516号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第6条第1項中「500円」を「1,000円」に改め、同項の表中

うなぎ	さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐる もじ 柴づけ 金突	
こい	徒手採捕 さお漁 金突	

を「

うなぎ	さお漁（えさ釣りを 含む。） は具 ひご釣り はえ縄 石ぐる もじ 柴づけ 金突	
こい	徒手採捕 さお漁（えさ釣りを 含む。） 金突	

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年3月1日

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

警察官A（男性）採用試験	巡査である警察官の職	大学卒業程度
警察官A（女性）採用試験		
警察官B（男性）採用試験	巡査である警察官の職	高等学校卒業程度
警察官B（女性）採用試験		

を

高知県職員社会人経験者採用試験	高知県職員	民間企業等での一定期間の職務経験
警察官A採用試験	巡査である警察官の職	大学卒業程度
警察官B採用試験	巡査である警察官の職	高等学校卒業程度

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第11備考中「警察官A（男性）採用試験及び警察官A（女性）採用試験並びに」を「警察官A採用試験及び」に、「警察官B（男性）採用試験及び警察官B（女性）採用試験並びに」を「警察官B採用試験及び」に改める。